

地域まちづくり支援業務特記仕様書

1 業務名

地域まちづくり支援業務

2 業務の目的

歴史・文化や景観、農業等、地域の資源を活かしたまちづくり活動を展開させていくため、地域まちづくりに関する普及啓発を通じた新たなまちづくり推進団体等の掘り起こしや育成を促進するとともに、住民主体による地域独自のまちづくりの形成に向けた支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日

4 業務内容

地域まちづくりに関する普及啓発活動に対して支援を行うとともに、住民主体のまちづくりに関する知見や技術習得を目的とした勉強会や相談会の開催、住民相互のまちづくりへの理解醸成や課題意識の共有のためのワークショップ等を開催する。

(1) 地域まちづくりに関する普及啓発活動支援

まちづくりの勉強会や相談会を開催し、地域まちづくりについての普及啓発活動に対して支援を行う。

ア まちづくりのための勉強会・相談会の開催 1回程度

「まちづくりに関する勉強会」を開催する。勉強会の企画にあたっては、その目的を明確にし、広く地域住民が参加でき、地域のまちづくりに関する課題に着目した内容となるよう配慮する。また、開催にあたっては経験豊かな講師を招くなど、今後の地域まちづくりに対する適確なアドバイス、地域からの相談が受けられるように配慮する。

なお、開催地域は東山東地区や安原地区を想定している。

- (ア) 勉強会の企画立案
- (イ) 勉強会の告知
- (ウ) 講師の選定及び依頼（講師謝金を含む）
- (エ) 講師等との勉強会、開催内容の協議（資料作成を含む）
- (オ) 勉強会進行業務（会場準備等）
- (カ) 勉強、開催内容の活用方法及び課題整理

上記の実施内容は、地域のまちづくり推進団体（その候補を含む）等と協議、調整し、適切な役割分担の下で進めるものとする。

(2) 地域まちづくりに関する活動支援

テーブルワーク及びフィールドワーク等の開催やまちづくりニュースの発行・配信などを通じて、地域住民が主体的に行う地域まちづくりを支援する。ニュースの発行（各回1,000部を想定している。）は、必要に応じ対応するものとする。

ア まちづくりワークショップ（テーブルワーク及びフィールドワーク等） 4回程度
教育や保健福祉、医療、環境、防災、産業振興等も含めて広く住民主体のまちづくりを、計画的かつ効率的、継続的に進めるためのまちづくりテーブルワーク（ワークショップ）を開催する。

なお、開催地域は東山東地区を想定している。

- (ア) 開催内容の企画立案（活動内容やテーマの選定）
- (イ) 有識者や指導者等の選定及び依頼（講師謝金を含む）
- (ウ) 有識者や指導者等との協議
- (エ) 開催準備（開催案内・配付資料の作成、会場設営等）
- (オ) 企画の開催、進行（開催に要する費用を含む）
- (カ) 開催結果、成果等の整理、検証

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書（A4判、カラー） 1部
- (2) 上記データ 一式
（DVD-ROM等。データ形式については、汎用性のあるものとする。）
- (3) その他本業務で入手した資料 一式

6 配置技術者について

- (1) 受注者は、管理技術者および技術者を配置し、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。また、配置する技術者の氏名及び保有資格を確認できる書面を提出しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）または建設部門で選択科目を都市及び地方計画）の資格を有するもの又はRCCM（専門技術部門が都市計画及び地方計画）の資格を有するもので、本業務と同等の実績を有するものを配置し、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 担当技術者は、技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）または建設部門で選択科目を都市及び地方計画）の資格を有するもの又はRCCM（専門技術部門が都市計画及び地方計画）の資格を有するもので、本業務と同等の実績を有するものを配置すること。

7 疑義の説明について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

8 その他

- (1) 本支援業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全て和歌山市に帰属する。
- (2) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、記載のない事項についても本仕様書に付随する業務は誠意を持って実施するものとする。

計画業務等共通仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、本市の発注する計画業務に係る業務委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び適用を図るとともに、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書に使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発注者とは、本市をいう。
- (2) 受注者とは、発注者と業務委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 調査職員とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾、協議等の職務を行う者で、契約書第10条第1項の規定により調査職員として通知されたものをいう。
- (4) 検査職員とは、契約書第18条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理、統轄等を行う者で、契約書第11条第1項の規定により管理技術者と定められたものをいう。
- (6) 担当技術者とは、管理技術者の下で業務を担当する者で、受注者が定めたものをいう。
- (7) 同等の能力と経験を有する技術者とは、当該計画業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定するもの又は発注者が承諾したものをいう。
- (8) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (9) 契約書とは、別冊の「地域まちづくり支援業務委託契約書」をいう。
- (10) 設計図書とは、仕様書、現場説明書及び質問に対する回答書をいう。
- (11) 仕様書とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）をいう。
- (12) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、当該計画業務の履行に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 現場説明書とは、計画業務の入札に参加しようとする者に対して、発注者が当該計画業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 質問回答書とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問に対して、発注者が回答した書面をいう。
- (15) 指示とは、調査職員が受注者に対して、計画業務の履行上必要な事項について、書面をもって示し、行わせることをいう。
- (16) 請求とは、発注者又は受注者が契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- (17) 通知とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対して、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対して、計画業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (18) 報告とは、受注者が調査職員に対して、業務の履行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19) 申出とは、受注者が契約の履行又は変更に関し、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (20) 承諾とは、受注者が調査職員に対して、書面で申し出た計画業務の履行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

- (21) 質問とは、不明な点について、書面をもって問うことをいう。
- (22) 回答とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- (23) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (24) 提出とは、受注者が調査職員に対して、計画業務に係る書面その他資料について説明をし、それらを差し出すことをいう。
- (25) 書面とは、手書き、印刷等がされた伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は記名押印したものを有効とする。

緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差し替えるものとする。

電子納品を行う場合は、別途、調査職員と協議するものとする。

- (26) 検査とは、契約図書に基づき、検査職員が計画業務の完了を確認することをいう。
- (27) 打合せとは、計画業務を適正かつ円滑に履行するため、管理技術者等と調査職員が面談により計画業務の方針、条件等の疑義を質すことをいう。
- (28) 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき事由による不良箇所を発見した場合において、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (29) 協力者とは、受注者が計画業務の履行に当たって再委託する者をいう。
- (30) 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。

(計画業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に計画業務に着手（管理技術者が計画業務を履行するため、調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。以下同じ。）しなければならない。

(設計図書の貸与)

第4条 調査職員は、計画業務の履行に当たり必要があると認めた場合は、設計図書に定める図書その他関係資料（以下「関係資料等」という。）を受注者に貸与することができる。ただし、計画業務の履行に必要な各種基準書等市販されている物については、受注者の負担により備えるものとする。

- 2 受注者は、前項本文の規定により貸与された関係資料等については、丁寧に取り扱い、これらに損傷を与えてはならない。損傷を与えた場合には、受注者の責任において修復しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された関係資料等が守秘義務を伴うものであるときは、これらを複写してはならない。
- 4 受注者は、貸与された関係資料等を使用した後は、直ちにこれらを調査職員に返却しなければならない。

(調査職員)

第5条 発注者は、計画業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情により、調査職員が受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとし、調査職員は既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを受注者に交付するものとする。

(管理技術者)

第6条 受注者は、計画業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 管理技術者は、総合技術監理部門（当該計画業務に該当する科目を選択したことを要する。）若しくは当該計画業務部門の技術士若しくはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格を有する者又はこれらの者と同等の能力と経験を有する技術者であると発注者が認めた者のうち、特記仕様書に

定める業務経験を有するものでなければならない。

3 管理技術者は、契約書第11条第2項に規定する権限を有する。ただし、受注者が管理技術者の権限を制限した場合には、発注者に書面をもって報告をしない限り、受注者は、このことを発注者に対抗することができず、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある計画業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、計画業務を履行しなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 削除

(担当技術者)

第8条 受注者は、計画業務の履行に当たり担当技術者(管理技術者を兼務する者を除く。)を定める場合には、その者の氏名その他発注者が指示する事項を調査職員に提出するものとする。

担当技術者を複数人とするときは、3人までとする。

2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を履行しなければならない。

(提出書類)

第9条 受注者は、発注者が指定した様式により契約締結後に、関係書類(契約金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延賠償金請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及び現場説明の際指定した書類を除く。)を調査職員を経由して、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する書類で、様式の定められていないものについては、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は契約変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認及び確認欄の記入を受け、受注時は契約後10日(土曜日・日曜日・祝日等を除く。以下同じ。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センターに登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出すること。なお、変更時と完了時の間が、10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第10条 計画業務を適正かつ円滑に履行するため、管理技術者と調査職員は、常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

連絡は、Eメール等電子メールを活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿に記録するものとする。

2 計画業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいては、管理技術者と調査職員は、打合せを行うものとし、その結果については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第11条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき、次の各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容及び部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 使用する主な機器
- (10) 連絡体制（緊急時を含む。）
- (11) その他必要事項

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度、調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 調査職員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
(関係官公庁等への手続等)

第12条 受注者は、計画業務の履行に当たり発注者が行う関係官公庁等への手続に協力しなければならない。

受注者は、計画業務を履行するため関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合、速やかに行わなければならない。

2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し、協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 契約書第12条第1項の定めるところにより、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行い、調査職員の指示がある場合には、受注者は、これに協力しなければならない。この場合において、受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、屋外で計画業務を履行するに際し地元関係者から質問、疑義等に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、及び地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め又は調査職員の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、説明、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、計画業務の履行中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を履行しなければならない場合には、設計図書の定めるところより地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議等により既に作成した設計の内容を変更する必要がある場合には、発注者の指示に基づき、変更するものとする。この場合において、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

(土地への立入り等)

第14条 受注者は、屋外で計画業務を履行するに当たり第三者の土地に立ち入る場合には、調査職員及び関係者と協調を保ち、計画業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

2 受注者は計画業務を履行するため植物の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する必要があるときは、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該物又は土地若しくは工

作物の所有者又は占有者の承諾を得るものとする。

第三者の土地への立入りに関する当該土地の所有者又は占有者の承諾は、発注者が得るものであるが、調査職員の指示がある場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において損失が生じた場合、契約図書に定めるもの以外は、調査職員との協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たり、あらかじめ立入証明書交付願を発注者に提出し、立入証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

受注者は、立入り作業終了後10日以内に立入証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の提出)

第15条 受注者は、計画業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は調査職員が指示する場合には、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。

3 成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。

4 受注者は、土木計画業務等の電子納品要領（案）（以下「要領」という。）に基づき作成した電子データにより、成果物を提出するものとする。

要領に特に記載のない項目については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

電子納品に対応するための措置については、電子納品運用ガイドライン（案）及び現場における事前協議ガイドライン（案）を参考にするものとする。

5 契約書第18条第1項の規定に基づく受注者の業務完了通知書は、契約図書により義務づけられた資料の整備をすべて完了し、調査職員に提出した後でなければ、これを提出してはならない。

(関係法令等の遵守)

第16条 受注者は、計画業務の履行に当たっては、関連する関係法令、条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第17条 発注者は、計画業務の検査に先立ち、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。検査に要する費用は、受注者の負担とする。

2 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 成果物の検査

(2) 計画業務の管理状況の検査

計画業務の状況について、書類、記録、写真等により検査を行う。この場合において、電子納品の検査時の対応については、電子納品運用ガイドライン（案）及び現場における事前協議ガイドライン（案）を参考にするものとする。

(契約不適合責任)

第18条 契約書第20条第1項の規定に基づき、発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 契約書第20条第2項の規定に基づき、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるものとする。（条件変更等）

第19条 契約書第9条第1項の「必要がある場合」とは、天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と

受注者が協議し、同号に適合すると判断した場合とする。

(契約変更)

第20条 削除

(履行期間の変更)

第21条 削除

(一時中止)

第22条 削除

(発注者の賠償責任)

第23条 削除

(受注者の賠償責任)

第24条 削除

(引渡し前の成果物の使用)

第25条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書第8条第2項の規定に基づき、受注者に対して成果物の全部又は一部の提出を請求することができる。

(1) 別途計画業務等の用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められる場合

2 受注者は、前項の使用に同意した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第26条 削除

(成果物の発表等)

第27条 削除

(守秘義務)

第28条 受注者は、契約書第25条第1項の規定に基づき、計画業務を履行するに際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない義務を負う。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(安全の確保等)

第29条 受注者は、屋外での計画業務の履行に際しては、計画業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、屋外での計画業務の履行に当たっては、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

3 受注者は、屋外での計画業務の履行に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

4 受注者は、屋外での計画業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

(臨機の措置)

第30条 受注者は、災害防止のため等必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、受注者は、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災等により成果物の品質又は履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

(履行報告)

第31条 契約書第8条第1項の規定に基づき、受注者は、履行状況報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

第32条 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日又は時間が定められている場合であって、その期日又は時間を変更する必要があるときは、あらかじめ調査職員と協議しなければならない。

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合であって、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、あらかじめ、その理由を付した書面を調査職員に提出しなければならない。

(使用する技術基準等)

第33条 受注者は、計画業務を最新の技術水準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

最新の技術水準及び参考図書の使用に当たっては、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

地域まちづくり支援業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、地域まちづくり支援業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託金）

第2条 委託金の額は、金 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（履行期間）

第3条 履行期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、この契約の業務成果品を、履行期間内に甲に引き渡さなければならない。

（契約の内容）

第4条 乙は、この契約書及び仕様書に従い、委託業務を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない仕様があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（業務工程表）

第5条 乙は、この契約締結後14日以内に業務工程表を作成して、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された業務工程表について、必要があるときは、乙と協議してその内容等を変更することができる。

3 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙が、委託業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の委託金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託金債権の譲渡により得た資金を委託業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、乙に対して、委託業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

2 甲は、この契約による業務成果品の一部を必要としたときは、乙に対してその提出を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(調査職員)

第10条 甲は、調査職員を置いたときは、その者の氏名を乙に通知しなければならない。

2 調査職員は、この契約書の規定により甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

一 乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容又は乙が作成した図面等に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 甲は、2人以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を乙に通知しなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、設計図書で別に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

5 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理技術者)

第11条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その者の氏名その他甲が指示する事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除く、この契約に関する乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限について甲に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 業務を履行するために地元関係者との交渉等が必要な場合は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙は、これに協力しなければならない。

(損害の負担)

第13条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第14条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第15条 乙は、その責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、委託金に対して遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第19条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の支払を甲に請求することができる。

(著しく短い履行期間の禁止)

第16条 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、委託業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(履行期限の延長)

第17条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第18条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了通知書及び業務成果品（以下「業務完了通知書等」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了通知書等を受理したときは、その納入を受けた日から起算して10日以内に、業務成果品について検査を行うものとする。この場合において、適当と認めたときは、当該業務成果品の引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の検査の結果不适当と認めたときは、乙に対し委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、この契約の業務成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当た

り、その内容等を変更することができる。

(委託金の支払)

第19条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託金の支払請求書を提出する。

2 甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、請求書を受けた日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、第18条第2項の引渡しの日から180日間、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 乙は、前項の場合において、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行の追完を行わずその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて委託業務の履行を催告し、その期間内に履行が行われなときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙が、その責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に、委託業務を完成する見込がないと認められるとき。

(2) 第26条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守しないと認められるとき。

(3) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反して委託金債権を譲渡したとき。

(2) 第6条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

- (3) 委託業務を完成することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 乙がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- (6) 第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 3 第1項及び前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 4 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。
- 6 第1項及び第2項に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は第1項及び第2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 7 甲は、委託業務が完了しない間は、第1項、第2項及び第23条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。
- 8 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。
- 2 第9条第2項及び第21条第8項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係をもちながら、その組織の威力を背

景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（賠償金等の徴収）

第24条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第25条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第26条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの順守）

第27条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取り扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(管轄裁判所)

第28条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第29条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後その事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。